

テレビスポーツとユニバーサルアクセス権に関する研究

A Study of Sports on Television and a Right of universal Access

1K03B200-6 氏名 山田 健史

指導教員 主査 宮内 孝知 先生 副査 作野 誠一 先生

1 研究の動機・目的

今日のテレビにおいて、スポーツは「キラーコンテンツ」と呼ばれるほど、必要不可欠なものである。しかし、様々な放送形態の登場によって、その放送権は高騰し続けている。このような状況が継続すれば、スポーツが、有料放送に独占されてしまう。日本では、有料放送が一般化していないが、これから地上波デジタル放送が普及し、多チャンネル化が進むと、スポーツコンテンツの放送権獲得競争は、より激化するであろう。もちろん、有料放送の導入による利点もあるが、テレビスポーツが、金銭を費やさなければ見ることができないという環境は望ましくない。そこで、どのような体制でこれからの多チャンネル化時代を迎えればよいのか、先行文献や関係者へのインタビューを通して明らかにする。

2 各章の要約

第 1 章では、スポーツとテレビの歴史を中心に述べながら、公共性についても考察した。活字からラジオ、そしてテレビへと形を変えるメディアとスポーツの関係に触れている。また、新たな放送手法の登場によって、放送権の高騰とスポーツの公共性の存在が問題となった。そこで、ハーバースとアーレントの公共性概念を検討することで、この概念が 1 つでないことを確認した。この理解と放送権の高騰という問題の認識から、スポーツにおける公共性とは何かを意識しながら、ユニバーサルアクセス権について考えなければならないことが明白となった。

第 2 章では、なぜテレビでスポーツが扱われるのかを考察する。当然のように放送されているスポーツだが、テレビで放送可能なコンテンツは、他にも多数存在する。その中で、スポーツが選択されるのには理由があるはずである。その理由を、視聴者、スポンサー、テレビ局という 3 者の立場から検討し、スポーツが積極的に放送される要因を検証する。視聴者がスポーツを見たいと感じるのはなぜか、スポンサーがスポーツに投資してもよいと考えるのはなぜか、テレビ局がスポーツを通して伝えたいものは何か、それぞれの視点から観察することで、嘘の無いドラマ性や国際化の簡易性といったスポーツコンテンツの魅力を明らかにした。

第 3 章では、ヨーロッパとアメリカにおける、テレビとスポーツの関係を考察した。日本のテレビスポーツの未来を研究する上で、諸外国のテレビとスポーツをめぐる現状を把握することは、必要不可欠である。特にテレビ放送が発展しているヨーロッパとイギリスについて認識することで、日本との比較・検討を試みた。イギリスでは政府が、フランスでは放送の規制監督機関が、ユニバーサルアクセス権を保護してきた。アメリカでは、権利として保障されているものではないが、商業主義に徹することで、結果的にユニバーサル視聴が担保されてきた。このように検証した結果、歴史的背景や時代の流れによって、テレビスポーツの形態は変貌するという事実が確認できる。また、ヨーロッパとアメリカでは、ユニバーサルアクセス権を考察する際に、決定的に欠落している思考プロセスがあることも明らかになった。

第 4 章では、第 3 章で明らかとなった欠落部分について触れながら、日本におけるテレビとスポーツの理想的な関係について考察する。第 3 章で述べた欠落点とは、ヨーロッパでもアメリカでも、テレビとスポーツの関係性を議論する際に、「視聴者」の存在が忘却されていることである。どのような方法でユニバーサル視聴を保障するにしても、その環境が、視聴者によって創造された公共性に基づいて形成されていなければ意味が無いことを主張した。また、見る権利が保護される特別指定行事を、どのような基準で定めるか、個人的な見解を述べた。そして、いくつかの競技・大会を例に挙げ、その基準に照らし合わせて、それがユニバーサルアクセス権によって保障されるか否かを検討した。しかし、これはあくまで個人的見解に過ぎず、上記で述べたように、数多くの視聴者によって積極的に議論されることが最重要命題である。スポーツを公共的なものだと考えて権利が付与されるのを待つのではなく、視聴者によってスポーツの公共性が創造され、権利を獲得して、テレビスポーツを視聴する環境を維持することが求められている。このようにして視聴者主導でテレビスポーツを考えることが、真のユニバーサルアクセス権を誕生させ、テレビとスポーツの良好な関係を構築する唯一の手段だと結論付けた。今後は、特別指定行事を定めるために、より明確な判断基準を確立することが課題である。